

産業競争力強化法第二十一条の三十五第一項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準

産業競争力強化法（以下「法」という。）第二十一条の三十五第一項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準は、同項に規定する主務大臣の確認を受けようとする認定事業適応事業者が、当該確認を受けたことがない者（通算親法人（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二条第二項第十号の四に規定する通算親法人をいう。）又は当該通算親法人との間に通算完全支配関係（同項第十号の七に規定する通算完全支配関係をいう。以下同じ。）がある通算子法人（同項第十号の五に規定する通算子法人をいう。）で、認定事業適応事業者であるもの（以下それぞれ「認定通算親法人」又は「認定通算子法人」という。）については、認定通算親法人又は認定通算子法人（以下「認定通算親法人等」という。）及び当該認定通算親法人等との間に通算完全支配関係がある他の認定通算親法人又は認定通算子法人が当該確認を受けたことがない者である場合における当該認定通算親法人等）又は当該確認を受けた情報技術事業適応に関する認定事業適応計画の変更に伴い改めて法第二十一条の三十五第一項に規定する主務大臣の確認を受けようとする者であつて、その者が認定事業適応計画に従つて行う情報技

術事業適応が、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。なお、この告示において使用する用語は、法及び産業競争力強化法施行規則（平成三十年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）において使用する用語の例による。

一 当該認定事業適応計画に従って行う事業の全部又は一部の変更（次号に掲げるものに限る。）により、当該認定事業適応計画の実施期間の開始の日の属する事業年度（第三号において「計画開始年度」という。）から当該認定事業適応計画の実施期間の終了の日の属する事業年度（次号において「計画終了年度」という。）までのいずれかの事業年度における当該認定事業適応計画に係る商品又は役務の売上高の額を当該事業年度の月数で除し、これに十二を乗じて計算した額を、平成三十一年二月一日から令和二年一月三十一日までの間に最初に終了する事業年度（以下この号において「起算年度」という。）の初日の前日から起算して四年前の日以後に開始する最初の事業年度から起算年度までの間（以下この号及び次号において「比較対象期間」という。）の各事業年度における当該認定事業適応事業者の行う全ての事業の売上高の額（当該認定事業適応事業者が連結会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第二条第五号に規定する連結会社をいう。以下

この号及び第三号において同じ。)である場合は、その連結売上高の額。次号において同じ。)の合計額を比較対象期間の月数の合計数で除し、これに十二を乗じて計算した額で除して得た値(以下この号において「売上高比率」という。)が、十分の一以上となること(同一の連結の範囲に含まれる連結会社でない複数の事業者が共同で事業適応計画の認定を受けた場合は、各認定事業適応事業者の売上高比率がそれぞれ十分の一以上となること。ただし、課税の特例の適用を受けようとする認定事業適応事業者の当該認定事業適応計画に従って行う行為が、当該認定事業適応計画に係る情報技術事業適応の用に供する設備の取得又は製作及び当該設備の管理又は運用のみである場合は、当該認定事業適応事業者を除く。)が見込まれること。

二 当該認定事業適応計画に従って行う情報技術事業適応の内容が、次に掲げる要件を満たすものであること(複数の事業者が共同で事業適応計画の認定を受けた場合は、各認定事業適応事業者が当該認定事業適応計画に従って行う情報技術事業適応の内容が、それぞれ次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、課税の特例の適用を受けようとする認定事業適応事業者の当該認定事業適応計画に従って行う行為が、当該認定事業適応計画に係る情報技術事業適応の用に供する設備の取得又は製作及び当該

設備の管理又は運用のみである場合は、当該認定事業適応事業者を除く。）が見込まれること。

イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供を行うものであること。

ロ 計画終了年度において、当該新商品又は当該新たな役務の売上高の額の合計額のうち本邦以外の国又は地域における売上高（以下この号において「海外売上高」という。）の額の占める割合が、比較対象期間の各事業年度における当該認定事業適応事業者が行う全ての事業の売上高の額のうち海外売上高の額の占める割合の平均値（以下この号において「基準値」という。）と二分の一との平均値（基準値が二分の一を超える場合は二分の一）を超えるものであること

三 当該認定事業適応計画に係る情報技術事業適応設備等（情報技術事業適応の用に供するために新設又は増設をするソフトウェア及び当該情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェア（その利用に係る費用で繰延資産となるものを支出するものに限る。以下この号において「利用ソフトウェア」という。）並びにこれらのソフトウェアとともに当該情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品をいう。次号において同じ。）のうち同号イからニまでに掲げる要件に該当するもの（以下この号において「対象情報技術事業適応設備等」という。）の取得等（対象情報技術事業適応設

備等（利用ソフトウェアを除く。）の取得若しくは製作又は利用ソフトウェアに係る費用の支出をいう。以下この号において同じ。）に要する額の合計額（当該認定事業適応事業者が連結会社である場合は、これに、同一の連結の範囲に含まれる他の認定事業適応事業者で共同で事業適応計画の認定を受けたものの法第二十一条の三十五第一項の規定による主務大臣の確認に係る認定事業適応計画に係る対象情報技術事業適応設備等の取得等に要する額の合計額を加えて得た額。以下この号において「計画投資額」という。）が、当該認定事業適応事業者の計画開始年度の前事業年度（以下この号において「基準年度」という。）の二事業年度前から基準年度までの間のその国内売上高の額（当該認定事業適応事業者が連結会社である場合は、その連結国内売上高の額）の平均値に千分の一を乗じて得た額（以下この号において「投資下限額」という。）以上であると見込まれること（複数の事業者が共同で事業適応計画の認定を受けた場合は、各認定事業適応事業者の計画投資額が、それぞれ当該各認定事業適応事業者の投資下限額以上であると見込まれること。）。

四 認定事業適応事業者が行う情報技術事業適応に係る情報技術事業適応設備等が、次のいずれにも該当するものであること。

イ クラウドシステム（事業適応の実施に関する指針（令和三年財務省・経済産業省告示第六号）第二項第一号ハ②に規定するクラウドシステムをいう。ハ及びニにおいて同じ。）の構築又は使用に必要なものであること。

ロ 主としてソフトウェア業、情報処理サービス業又はインターネット附随サービス業に該当する事業の用に供するものでないこと。

ハ 機械及び装置並びに器具及び備品については、クラウドシステムにおいて利用するデータの全部若しくは一部の継続的かつ自動的な収集を行うもの又は当該データの分析を踏まえた生産、販売その他の事業活動に対する継続的な指示を受けるものであること。

ニ 繰延資産については、クラウドシステムの構築又は使用に係るものであること。

五 令和四年十二月一日以後に情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第三十一条（同法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定を受けた者が行う情報技術事業適応であること。